

答 申 個 第 1 1 8 号
令和 4 年 6 月 2 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 2 月 3 日付け保障第 6 8 9 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

処分庁の発言における判断の根拠の不存在による非開示決定事案（諮問個第 2 8 7 号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和2年10月28日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

- ① かがやき※が公用文書を毀棄した件についてこれが毀棄に当たらないと判断した根拠
- ② かがやきが開示手続きに於いて開示請求対象文書である公用文書を隠蔽した件についてこれが隠蔽に当たらないと判断した根拠
- ③ 京都障害者職業センター元所長が虚偽有印公文書（27京障職発第53号平成28年2月10日）を作成した件についてこれを刑事告発しない根拠、またこれを犯罪であると思料しないのであればそれを裏付ける根拠

※ 「京都市発達障害者支援センターかがやき」を指す。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年11月12日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

①及び②について

「毀棄に当たらない」「隠蔽に当たらない」とは、請求者による審査請求に係る口頭意見陳述において処分庁が回答した内容である。

「毀棄に当たらない」については、欄外余白のメモ書きを不要なものと判断し、修正することは一般的にあり得るものと考え回答したものである。また、「隠蔽に当たらない」については、文書特定の段階では、当該文書の存在は明らかになっていなかったという理由から回答したものであり、いずれもその根拠を公文書として保有しているものではない。

③について

請求者は、京都障害者職業センター元所長が虚偽有印公文書を作成したことを前提に、刑事告発しない根拠等を求めているが、請求者が主張する虚偽有印公文書を作成したとする根拠はないため、刑事告発していないものである。よって、本件請求に係る文書は作成も取得もしていない。

(3) 審査請求人は、令和3年1月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人は、令和2年10月2日に開催した別の審査請求事案に係る口頭意見陳述において、処分庁が発言した内容について、その根拠となる文書の開示を求めているものである。

(2) 本件請求に係る公文書が存在しないことについて

処分庁は、令和2年10月12日に行われた口頭意見陳述において、審査請求人の反論及び主張に対し処分庁の見解を発言しているのであって、当該発言の全てが必ずしも本市が作成又は取得した公文書を根拠とするものではない。審査請求人が本件処分において示している処分庁の見解については、既存の公文書の記載内容に基づき発言したものではないため、請求に係る公文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 争点は以下の三点である。

- ① かがやきセンター長他は、公用文書を毀棄したのか否か？言い換えれば、公用文書等毀棄罪（刑法258条）に当たるのか否か？
- ② かがやきセンター長他は、文書を隠蔽したのか否か？
- ③ 京都障害者職業センター元所長が作成した公文書（27京障職発第53号）は虚偽であるのか否か？言い換えれば、虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たるのか否か？

①及び③に於いて其々の罪に当たると思料する場合は、刑事訴訟法239条2項に基づき公務員（処分庁及び審査庁）は容疑者を刑事告発しなければならないが、それを行わない場合は先ず同項に違反し、次いで犯人蔵匿等罪（刑法103条）にも問われる。仮に公務員（処分庁及び審査庁）がそれらの罪に問われれば懲戒免職を避けられないのであろうから、容疑者を警察に突き出すか、或いは職を賭して容疑者を庇うのかの二択を迫られる事に為る。

(2) 前述①について

処分庁は「欄外余白のメモ書きを不要なものと判断し、修正することは一般的にあり得る」と強弁しているが、これは明らかに失当でありその事由は以下の通りである。

「欄外余白のメモ書き」であろうと、印刷された文字であろうと、公文書に於いてその差異は認められていない。「不要なものと判断」とされているが、条例16条に於いてその差異は認められていない。

また裁決書を経て当該部分は開示されているので、当初の判断が同条に違反していた事は既に自明である。仮に開示出来無い事由があれば、同条に基づき非開示（黒塗り）にすれば良かったのである。従って毀棄したという事実を「隠蔽」した事にも為る。

毀棄に当たるか否かは既に最高裁判例が存在する。即ち公用文書を「両手で丸めしわくちやにした上床上に投げ棄てた」だけでも毀棄に当たるので、修正液を用いて文字を消した事が毀棄に当たらない訳が無い。仮に誤字を修正しただけであれば未だしも、全ての書き込みを丸ごと消しているの、それが誤字の修正に当たらない事は一目瞭然である。

抑々何故かがやきセンター長他は、●●（かがやき元職員）による書き込みを修正液により消そうと考えたのか？書き込みを行った●●が嘘を書き、公文書虚偽記載に当たると考えて●●を庇おうとしたのか？また書き込みにある■■係長（当時の児童福祉センター係長）による関与は何か？

(3) 前述②について

処分庁は「文書の存在は明らかになっていなかった」と強弁しているが、これも明らかに失当でありその事由は以下の通りである。

別件の弁明書に於いて処分庁は「かがやきにおいて、相談者に係る職業センターが実施した職業評価の結果及びリハビリテーション計画書の写しを保有していることは審査請求人の言うとおりであり相違はない」と認めている。同様の内容は裁決書に於いても書かれている。要するにかがやき職員が職業センターから「職業評価の結果及びリハビリテーション計画書の写し」を持ち帰っているの、それを丸ごと「保有していない」訳が無い。

抑々何故かがやきセンター長他は、「職業評価の結果及びリハビリテーション計画書の写し」を「保有している」にも関わらず「保有していない」という嘘を吐いたのか？検索したが見つけられなければそれをそのまま処分庁に伝えて、それをそのまま決定通知書に書けば良かったのである。

(4) 前述③について

処分庁は「虚偽有印公文書を作成したとする根拠はない」強弁しているが、これも明らかに失当でありその事由は資料※の通りである。この要点は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業リハビリテーション部指導課長が「虚偽では無い根拠は存在しない」「虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない法的根拠は存在しない」と認めている事である。

※ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が審査請求人の問い合わせた内容に対して回答したメールを指す。

(5) 本件開示請求文書が不存在である事を容認する。従って本件審査請求を棄却して構わない。

しかし京都市発達障害者支援センター職員が公用文書を毀棄した事及びそれを隠蔽した事、更に京都障害者職業センター元所長が虚偽有印公文書（27京障職発第53号 平成28年2月10日）を作成した事は、何れも疑いの無い事実であり、それらに係る本件開示請求文書が不存在であるとしても、公用文書毀棄及び虚偽公文書作成は刑法に違反する罪であり、又文書隠蔽は損害賠償請求訴訟に至る法律違反である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、別の審査請求事案に係る口頭意見陳述における処分庁の発言について、その判断の根拠となる文書であり、具体的には次の3点である。

- ① かがやきが公用文書を毀棄した件について、これが毀棄に当たらないと判断した根拠
- ② かがやきが開示手続きにおいて開示請求対象文書である公用文書を隠蔽した件について、これが隠蔽に当たらないと判断した根拠
- ③ 京都障害者職業センター元所長が虚偽有印公文書を作成した件について、これを刑事告発しない根拠、またこれを犯罪であると思料しないのであればそれを裏付ける根拠

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、審査請求人の指摘する事案に対し処分庁が「毀棄に当たらない」、「隠蔽に当たらない」、「刑事告発しない」、「犯罪でない」と判断する根拠となる公文書があるはずだと主張する。

イ 一方、処分庁は、当該判断は既存の公文書の記載内容に基づくものではないことから、請求に係る公文書は存在しないと主張する。

ウ 一般に、市民等から業務に関する質問等を受け、それに対する回答を検討する際には、手続や基準等の定型的なものについては手引や問答集のような公文書が利用される場合が多いと考えられるが、一方で、業務等に対する職員の考え方や認識に関するものについては、自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合が多いと考えられる。本件では、職員が違法な行為をしたという前提に立つ質問に対し、そのような事実を否定する回答について根拠となる公文書の特定が求められているが、とりわけこのような場合には、該当する公文書が存在しないことは不自然ではない。

エ 以上から、当審査会は、上記(1)①、②及び③に係る公文書は存在しないとする処分庁の主張について、特に不自然な点はないと判断する。

オ なお、審査請求人が「争点」として挙げる3点は、いずれも、条例に照らして個人情報の非開示が認められるかどうかという問題とは直接関係しない。それらの点について市の対応に疑義があるのであれば、別の手続を使用すべきであることを、念のため申し添える。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 2月 3日 諮問

3月 4日 諮問庁からの弁明書の提出

4月 5日 審査請求人からの反論書の提出

令和4年 1月28日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）

5月27日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第1回会議）

6月24日 審議（令和4年度第2回会議）

※ 行政不服審査法第34条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあつたが、当審査会は、当該手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）